

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課 衛生係	
許 認 可 等 名	徳島市不動中須墓地の利用承諾書の再交付	
根 拠 法 令	徳島市墓地条例施行規則	
根 拠 条 項	第 9 条	
連 絡 先	(電話 6 2 1 - 5 2 0 6)	
審 査 基 準	基 準	徳島市墓地条例施行規則第 9 条の規定により、墓地利用承諾を受けた者が、利用承諾書を紛失、き損又は汚損したときは、市長に申請することにより、再交付を受けなければならない。
	参 考 事 項	(提出方法) 申請書 1 部を徳島市長（環境政策課衛生係）宛に提出してください。 さい。 (手数料) なし
	設定等年月日	平成 2 5 年 1 0 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 7 日（休日を除く）
	設定等年月日	平成 2 5 年 1 0 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）